

雄物川地域森林計画変更計画書（案）

（雄物川森林計画区）

計画期間

自	令和 7 年 4 月 1 日
至	令和 17 年 3 月 31 日

（令和 8 年 1 2 月変更）

秋 田 県

変更事項及び理由

- 1 森林・林業基本計画（令和８年６月閣議決定）に即し変更された全国森林計画（令和８年６月閣議決定）に即し、関係する事項を変更
 - (1) 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (2) 森林の整備に関する事項
 - 森林の立木竹の伐採に関する事項
 - 造林に関する事項
 - 間伐及び保育に関する事項
 - 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (3) 森林の保全に関する事項
 - 森林の土地の保全に関する事項
 - 保安施設に関する事項
 - 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
 - (4) 計画量等
 - 森林施業面積
- 2 計画の対象とする森林の区域
 - ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更
- 3 計画量等（上記１以外）
 - 林道の開設及び拡張に関する計画
 - ・林道事業を実施する路線について変更
 - 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - ・保安林を指定する区域の変更
 - ・治山事業として整備する区域について変更

目 次

Ⅱ 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
(1)	森林の整備及び保全の目標	2
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	2
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	6
2	その他必要な事項	6
第3	森林の整備に関する事項	6
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	6
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	7
(3)	その他必要な事項	7
2	造林に関する事項	7
(1)	人工造林に関する指針	7
(2)	天然更新に関する指針	8
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	8
(4)	その他必要な事項	8
3	間伐及び保育に関する事項	8
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	8
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	8
(3)	その他必要な事項	9
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
(1)	公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	9
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	11
(3)	その他必要な事項	11
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	11
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	11
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	12
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	13
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	13
(5)	林産物の搬出方法等	13
(6)	その他必要な事項	13
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	13
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	13

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	14
(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域にかかる基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針	14
(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	15
(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	15
(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	15
(7) その他必要な事項	16
第4 森林の保全に関する事項	16
1 森林の土地の保全に関する事項	16
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	16
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	16
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	16
(4) その他必要な事項	17
2 保安施設に関する事項	17
(1) 保安林の整備に関する方針	17
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	17
(3) 治山事業の実施に関する方針	17
(4) 特定保安林の整備に関する事項	17
(5) その他必要な事項	18
3 鳥獣害の防止に関する事項	18
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	18
(2) その他必要な事項	18
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	18
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	18
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	18
(3) 林野火災の予防の方針	18
(4) その他必要な事項	19
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	19
(1) 保健機能森林の区域の基準	19
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	19
第6 計画量等	20
1 伐採立木材積及び間伐立木材積	20
2 森林施業面積	20
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	20
4 林道の開設及び拡張に関する計画	21
(1) 市町村別内訳表	21
(2) 箇所別内訳表	22
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	29
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	29

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等・・・	3 1
(3) 実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法 及び時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
第7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
1 保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
(1) 制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
(2) 森林の保護及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
(1) 水と緑の条例に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項・・・・・・・・	3 5

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区		分	面	積 (ha)	備考
総		数	191,142		()内は 旧市町村名
市 町 村 別 内 訳	市町村名				
	秋田市	(秋 田 市)	19,396		
		(河 辺 町)	8,272		
		(雄 和 町)	9,239		
		合計	36,907		
	大仙市	(大 曲 市)	2,649		
		(神 岡 町)	612		
		(西 仙 北 町)	10,625		
		(中 仙 町)	1,513		
		(協 和 町)	12,188		
		(太 田 町)	818		
		(仙 北 町)	17		
		(南 外 村)	6,389		
		合計	34,812		
	仙北市	(角 館 町)	5,207		
		(田 沢 湖 町)	11,087		
		(西 木 村)	9,274		
		合計	25,569		
	美郷町	(六 郷 町)	864		
		(千 畑 町)	1,742		
		(仙 南 村)	462		
		合計	3,068		
	横手市	(横 手 市)	4,411		
		(増 田 町)	4,394		
		(平 鹿 町)	567		
		(雄 物 川 町)	2,757		
		(大 森 町)	6,429		
		(十 文 字 町)	3		
		(山 内 村)	17,259		
		(大 雄 村)	18		
		合計	35,838		
	湯沢市	(湯 沢 市)	9,137		
		(稲 川 町)	3,365		
		(雄 勝 町)	13,403		
		(皆 瀬 村)	7,018		
		合計	32,923		
	羽後町		13,881		
	東成瀬村		8,145		

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林資源造成課及び秋田、仙北、平鹿、雄勝地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本計画区の人工林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策の加速化や、自然的条件等に応じた針広混交林等による天然林への移行を推進するほか、天然林については天然力を活用した施業を推進することとします。

また、地質や積雪など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとします。

加えて、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の姿は次のとおりとします。

森林の有する機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生態種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

これらの取組に当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。以下同じ。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件がよい林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業森林の区域（以下「効率的施業森林区域」という。）の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持します。

林業適地以外にあるものについては、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用により、天然林へ移行します。

また、現状が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行います。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。

また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ計測等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、野生鳥獣による森林被害を含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、森林GISの効果的な活用を図ります。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき、水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

※ 地域森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを、「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業

	を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図ることとします。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林について針広混交化等により天然林への移行を推進するなど天然力を活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
水源森林地域	水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村・水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。 指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件

	や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育・間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。 また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進することとします。

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等については、以下のとおり定めます。

区 分		現 況	計画期末
面 積	人工林 (ha)	98,186	95,080
	天然林 (ha)	92,946	94,295
	利活用により機能の維持増進を図る天然林 (ha)	543	2,300
森林蓄積 (m ³ /ha)		273	283

注) 1 現況は令和6年3月31日現在の数値です。

2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。

3 「人工林」とは主として植栽または人工下種により成林している森林で伐採跡地を含みます。

4 「天然林」とは主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含みます。

5 「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」とは適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林です。

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとします。

なお、主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

ア 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採面積の縮小・分散に取り組むとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとし、伐採造林届出制度等を通じて、主伐時における伐採・搬出の指針等を踏まえた伐採・搬出を確実に実施することとします。

イ 伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとし、生物多様性の保全等の観点から、多様な伐期による伐採に努めることとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこととします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

伐採後の更新が天然更新により行う場合には、対象森林における前生稚樹の生育状況のほか、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況等に配慮することとします。

ウ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、生物多様性の保全等の観点から、溪流周辺や尾根筋等の森林においては、人工林か天然林かを問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

エ 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとします。

オ 択伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する事を勘案して行うこととします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、既往の造林地の生育状況、気候、地形、土壌等の自然的条件等に適合する適地適木を旨とし、木材需要も勘案のうえ、造林が容易で健全に生育し材質等に優れている樹種を選定するものとし、針葉樹はスギ、カラマツを主体に、広葉樹はケヤキ、ブナ、ナラ類等の有用広葉樹を主体とします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、苗木の選定にあたっては、成長等の優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
ス ギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100
	疎～中庸密度仕立て（収量比数0.6）	2,101～2,500
	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	2,501～3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然的条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする複層状態の森林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

変更なし

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

変更なし

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径の対象森林の現況はもとより、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

変更なし

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

変更なし

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

変更なし

（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

（4）その他必要な事項

変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

変更なし

（2）保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

変更なし

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業 森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養 ^{かん} の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林 (水源涵養 ^{かん} 機能)	①地形 a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ②気象 a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地 域 ③その他 a 大面積の伐採が行われることが多い 地域	伐期の延長のほか、皆伐を 行う場合にあっては伐採 面積の規模縮小
公益的機能別施業 森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
土地に関する災害 の防止及び土壌の 保全の機能の維持 増進を図るための 森林施業を推進す べき森林 (山地災害防止機 能／土壌保全機 能)	①地形 a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇 所 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中 水の集中流下する部分を持っている 箇所 ②地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ 箇所 c 破碎帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所	①人家、農地、森林の土地 又は道路その他の施設 の保全のため伐採の方 法を定める必要がある 森林については、複層林 施業を行うこととする が、複層林施業によっ ては公益的機能の維持増 進を特に図ることがで きないと認められる森 林については、択伐によ る複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置

	③土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 b 土層内に異常な帯水層がある箇所 c 石礫地から成っている箇所 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所	等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能)	①都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成しているもの ②市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	①生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行うこととするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。
公益的機能別施業森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	①湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ②紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④希少な生物の保護のため必要な森林	①自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行うこととするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置

		等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。 ③特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定の広葉樹を育成する森林施業を行う。
--	--	--

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林の区域について第2の1の(2)の表に基づき設定します。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、6(3)の特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、当該区域のうち、林業適地においては主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては更新補助作業等を行うこととします。

また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両

の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」から成るものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。

また、林道及び林業専用道の整備については、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む林道の質的な向上も推進することとします。

その際、幅員の拡幅や土場等の適切な設置等により、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応することとします。また、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、排水機能の向上等による路網の機能強化・長寿命化による強靱化を推進するほか、林地保全の観点から適切な搬出方法が選択できるようにするため、架線集材に対応した土場等を備えた林地の整備も推進することとします。

さらに、ICTのデジタル技術を積極的に活用することで、路網の整備や管理の効率化を図ることとします。

また、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

既設林道及び林業専用道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ることとします。

○基幹路網の現状

		単位 延長：km	
区 分	路線数	延 長	
基幹路網	424	947	
うち林業専用道	16	31	

(注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいう。

2 出典：令和5年度版秋田県林業統計ほか

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網の整備に当たっては、林業機械の開発や実装の進展状況等も考慮しながら、林道及び林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）		
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	110m/ha以上	〔伐木・造材〕 ハーベスタ	〔搬出〕 フォワーダ	
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系	85m/ha以上	〔伐木・造材〕 ハーベスタ	〔搬出〕 フォワーダ	
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 スイングヤーダ	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	60<50>m/ha以上	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ	
	架線系	20<15>m/ha以上	〔集材〕 スイングヤーダ	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ
急峻地 (35° ～)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 タワーヤーダ	〔造材〕 プロセッサ	

注1 「急傾斜地の」<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等を推進する森林における路網密度である

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

変更なし

イ 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

変更なし

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大方針及び森林施業の共同化に関する

方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、市町村に加え、長期にわたり持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、森林経営管理制度や森林経営計画制度等を活用するとともに、必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進することとします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報、不動産登記情報、森林経営管理制度による意向調査結果等により得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図ることとします。

あわせて、航空レーザ計測等により整備した情報等のオープンデータ化を進めることとします。

このほか、森林の集積・集約化を担う森林施業プランナー及び森林所有者に造林地の集積の働きかけを行う「あきた造林マイスター」の育成を進めます。

また、森林施業の共同実施や作業路網等の施設の維持運営等を内容とする施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、森林の適正な整備及び保全を図る観点からも、森林境界の明確化など条件整備を推進することとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めることとします。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組の促進に関する方針を定めることとします。

また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組の促進に関する事項を記載することとします。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとします。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法として木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採方法を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を

行うほか、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成及び確保については、就業相談会の開催、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を推進するとともに、女性等の活躍・定着、外国人材の円滑な受入れ等に向けた環境整備に取り組むこととします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技術検定制度の活用の促進等により、全産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

あわせて、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を担う多様な林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、伐採や搬出における労働安全の確保と生産性の向上、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減、森林管理から生産流通全体の効率化に向け、林業機械の遠隔操作、自動運転、林内走行等含むスマート林業技術の開発や実装を進めるとともに、その導入と稼働率の向上等を図ることとします。

その際、人工知能をはじめとするデジタル技術を用いた森林資源調査や川上・川中・川下の関係者間の円滑なデータ連携に積極的に取り組むこととします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むこととします。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況等を踏まえつつ、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等に向けて取り組み、国産材の競争力強化に努めることとします。

また、木材にかかるコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進めることとします。

あわせて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ることとします。こうした取組等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていくこととします。

平成 28 年 4 月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。

また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。

加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。

ア 木材流通の合理化

変更なし

イ 生産体制の整備と利用の促進

変更なし

ウ 関係者の合意形成

変更なし

(7) その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展を通じ、地域内の経済循環を推進するとともに、森林空間の活用を含む「森業」等の推進により、山村における就業・収入機会の創出や、移住・定住の促進及び山村地域と多様に係わる関係人口の創出・拡大を図ることとします。さらに、山村地域を支える集落の生活基盤となる里山林等については、自伐型林業等の専ら自家労働力等により木材生産等を実施する民間事業者や地域住民やNPO等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

変更なし

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図るため、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全

及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとします。

林地への再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、県土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくこととします。

加えて、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電施設の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和 7 年の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

（４）その他必要な事項

変更なし

２ 保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

変更なし

（２）保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

（３）治山事業の実施に関する方針

近年の大雨の激化・頻発化による土砂流出及び山腹崩壊の激甚化等、災害の発生形態の変化などを勘案し、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立って、本数調整伐や植栽などの森林整備や溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全など、災害に強い地域づくりに関する取組を実施することとします。

なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など関係者と連携した流木対策に関する施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。

（４）特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

変更なし

(2) その他必要な事項

変更なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、針広混交林化や広葉樹林化等により病虫害、鳥獣害、寒風害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

特に、松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動、ドローンを活用した被害木の判定や効率的な薬剤散布等、駆除予防措置の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、市町村と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の予防対策を実施し、加えて、大径化等により被害拡大の恐れがあることを踏まえ、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、広葉樹林の整備を積極的に推進することで被害の未然防止を図ることとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

ニホンジカが目撃情報が増加していることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとします。

一方で、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向け、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への確実な移行を行い、野生鳥獣の移動抑制に繋がるよう、林業の活性化や里山林整備活動を促進させるとともに、緩衝帯の整備等により野生鳥獣との棲み分けを図ることとします。

特に、クマに関しては「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、対応を行うこととします。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」（令和7年8月大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策

のあり方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、火入れの制度の周知など林野火災に係る広報・啓発の強化や、多様な林相への誘導、消火活動に資する林道の整備を図りつつ、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めることとします。

また、森林病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施に当たっては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うよう、普及啓発に努めることとします。

（４）その他必要な事項

変更なし

第５ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等の保健機能の高い森林のうち、森林の存する地域の実情や森林の利用者の意向等からみて、自然環境の保全に配慮しながら森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

（２）その他保健機能森林の整備に関する事項

変更なし

第6 計画量等

1 伐採立木材積及び間伐立木材積

変更なし

2 森林施業面積

森林施業面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分		森林施業面積
総 数		48,767
	前半5カ年の計画量	24,756
	後半5カ年の計画量	24,011
市町村別内訳	秋 田 市	10,729
	大 仙 市	9,266
	仙 北 市	6,876
	美 郷 町	1,024
	横 手 市	7,998
	湯 沢 市	7,510
	羽 後 町	3,852
	東 成 瀬 村	1,512

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

単位：延長：km、面積：ha

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	162	530.8	33,187	105	48	148.5	
前 期	76	222.4	14,158	70	36	123.9	
後 期	86	308.4	19,029	35	12	24.6	
秋田市	29	96.3	6,552	12	5	16.0	
大仙市	31	81.9	3,805	20	8	36.1	
仙北市	19	75.5	6,311	25	10	17.4	
美郷町	3	8.7	421	－	－	－	
横手市	31	137	7,479	14	2	5.1	
湯沢市	31	84.2	5,891	25	12	46.6	
羽後町	10	21.9	1,024	4	5	12.0	
東成瀬村	8	25.3	1,704	5	6	15.3	
合 計	162	530.8	33,187	105	48	148.5	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長: km、面積: ha)

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半 5 カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道 <								

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
			旧市町村							
自動車道	林業専用道	大仙市	西仙北町	畑の沢青平	3.1	107	○			
				大佐沢	4.0	277				
				滝尻沢	2.1	159				
				小西又沢	2.3	81				
				上田の沢	2.6	87				
				前田面	2.8	134				
				源四郎沢	2.0	107				
				石仏沢	2.0	117				
				明光沢岳	2.5	125				
				正手沢	3.5	250				
				外堤	3.0	155				
				心像	2.0	128	○			
				第二心像	2.7	49	○			
	林業専用道			中仙町	栗沢・大神成	1.4	92	○		
	林業専用道		協和町	芹沢	1.5	86	○			
		樺坂		2.0	114	○				
		向築茂		8.0	181	○				
		七袋		1.5	50	○				
	林業専用道			白糸滝	2.7	127	○			
	林業専用道			白井石森線	2.2	80	○			
	林業専用道		太田町	真木根堀	3.0	95				
	林業専用道			大台	1.6	61	○			
	林業専用道		南外村	矢向	5.0	119	○			
	林業専用道			湯元	3.2	100				
			小計		31	81.9	3,805	13		
		林業専用道	仙北市	角館町	内沢入角山	6.5	307			
					西長野・相沢	6.5	1,040			
					角館山沢	7.5	1,238			
					古寺	7.5	167			
					熊堂・野田	4.6	81			
		林業専用道		田沢湖町	谷地ノ沢	5.0	267			
					沢口	1.5	117			
					日影	1.5	143			
					おばこ沢	1.5	96			
	林業専用道				中山	6.7	365	○		

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半 5 カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	仙北市	西木村	ビンザ森	11.0	1,110			
				二神山	2.1	158			
				六郷沢	2.2	269			
				大浦大石	3.3	390			
				長沢 2 号	1.2	59			
				沢口	2.5	117			
				福坂	1.4	234			
				梨子木台	1.0	73			
				大羅迦内支	2.0	80			
		小計		19	75.5	6,311	1		
		美郷町	六郷町	潟尻・竜川	0.5	83	○		
				七滝山	4.2	178	○		
			千畑町	浪花	4.0	160	○		
		小計		3	8.7	421	3		
	林業専用道	横手市	横手市	金沢	4.0	169			
				無沢	3.2	368			
				中沼	9.4	225			
				上板ヶ沢	3.0	159			
				金沢中野	6.1	167			
				城付	10.1	285			
				横手沢	8.7	553			
				上檜沢 1 号	1.5	92	○		
				上檜沢 2 号	1.2	34	○		
			増田町	小栗山	2.6	182			
				菅生沢	0.7	102			
				与三畑	2.5	178			
				武道支	2.0	189			
				鬼越	6.3	235			
			雄物川町	地竹沢	1.5	419	○		
				東ノ沢	3.0	306			
				西ノ沢	3.8	215			
				小野田	3.3	191			
				鍛冶台	3.3	183			
			林業専用道	大森町	黒沢	1.8	87		
	六盃堀戸	0.5			438	○			
	坂部	9.1			126	○			
	屋敷台	7.0			262				

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
			旧市町村							
自動車道	林業専用道	横手市	山内村	黒沼	5.4	115	○			
				焼山	1.3	17				
				赤倉沢	4.8	210				
	林業専用道			黒沢	5.7	204				
	林業専用道			外山	4.2	124				
				大倉沢	1.5	30				
				金山	3.5	841				
				萱峠板井沢	16.0	773	○			
				小計		31	137.0	7,479	7	
	林業専用道	湯沢市	湯沢市	石塚	1.8	304	○			
				大荒沢	1.2	109	○			
				御獄	1.3	127	○			
				山谷	1.6	279	○			
				須川・高松	5.0	260	○			
				七十刈	1.6	404	○			
				内ノ目真木ノ沢	3.4	149				
				吉ヶ沢	4.5	189				
				三途川	3.4	213				
		林業専用道	稲川町	平場	2.4	254	○			
				玉ヶ沢	3.0	106	○			
				大小沢	0.8	174	○			
				下宿	0.6	65	○			
				雄勝町	中ノ沢	3.0	138	○		
					大沢・熊ノ沢	4.9	282	○		
	平清水	4.5	266		○					
	味噌御無沢山	5.7	201							
	下焼山水上	2.2	154							
	役内中山西ノ又	3.5	152							
	川井	2.6	80		○					
	大清水	2.5	109		○					
	大清水2号	2.5	100		○					
	立浪宝山	2.0	31		○					
	山ノ田	1.5	79	○						
	林業専用道		三ツ村	2.0	200	○				

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道 林業専用道	湯沢市	皆瀬村	小安沢	3.7	802	○		
				貝沼若畑	1.9	44	○		
				白沢	0.8	84	○		起点
				畑等	5.0	325			
				黒森	4.8	181	○		
				上生内	0.5	30	○		
	小計			31	84.2	5,891	24		
	林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	羽後町		中の沢	2.0	133	○		
				仙道沢	2.6	129	○		
				風谷山	4.4	83	○		
				上乙泉	1.9	31	○		
				宇津野飯沢	2.1	80	○		
				太倉	0.6	121	○		
				西馬音内	0.4	13	○		
				天拝山大平山	2.6	175			
				蓬キ沢山滝ノ上山	2.5	119			
				西ノ沢宇津野	2.8	140			
	小計			10	21.9	1,024	7		
	林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	東成瀬村		砥沢	2.2	425	○		
				鳥谷沢	6.0	360	○		
				谷地天江	3.6	189	○		
				柳沢	3.0	151	○		
				土ヨロ	3.0	83	○		
				切留白石小沢	3.2	231			
				本山滝ノ上金山蝸牛	2.8	148			
				掃部畑	1.5	117	○		
	小計			8	25.3	1,704	5		
合 計				162	530.8	33,187	76		

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えない。
 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
 3 区分に記載のない路線は林道である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		秋田市	秋田市	国見山	1			
				道川	1	○		
				湯の里	1	○		
				黒川	1			
				無知志沢	1	○		
				青長根桧沢	1	○		
			河辺町	福田	1			
				小出沢	4			
				丸舞	1	○		
		小計		9	12	5		
		大仙市	西仙北町	杉山沢	1			
				諏訪山	5			
				椿沢	1			
			中仙町	小滝支	1	○		
			協和町	板井沢	3			
				沢内水沢	1	○		
				石森	1	○		
				出羽湯の沢	1			
				御代ヶ沢	1	○		
				神子屋敷	1			
				南外村	六郷沢	1	○	
			上荒沢		2	○		
			滝荒沢		1	○		
		小計		13	20	7		
		仙北市	角館町	堤沢	1			
				長坂	1			
				山崎	1			
				鬼壁	2			
				野田	1			
			田沢湖町	黒沢野	2			
				手倉野	4	○		
				真木沢	1	○		
				杉沢	1	○		
				下高野	1	○		
				柏山	1	○		

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		仙北市	西木村	坂本	1	○		
				比内沢	1	○		
				堀内	1	○		
				小滝	1	○		
				土熊沢	1			
				渋谷沢	1			
				篠路支	1	○		
				大浦川内	1	○		
				靱内沢	1	○		
		小計		20	25	12		
		横手市	横手市	萱峠	1	○		
				平鹿町	3	○		
			雄物川町	三ツ森山	1	○		
				外稗作	1	○		
				鍛冶台	2	○		
			山内村	大穴峠	1			
				金山	1	○		
				大倉沢	1	○		
				三森山	1	○		
				城屋敷	1	○		
				南郷岳	1	○		
		小計		11	14	10		
		湯沢市	湯沢市	若畑中新田	2	○		皆瀬村と同じ
				東角	3			
				高松	1	○		
				杉沢	1			
				山院	3	○		
			稲川町	国見	1	○		
				大小沢	1	○		
				平場	1	○		
			雄勝町	登川山の田	4	○		
				宮月	1	○		
			皆瀬村	若畑中新田	4	○		湯沢市と同じ
				稗田沢	2	○		
				皿小屋	1	○		
		小計		13	25	11		
		羽後町		登河	2	○		
				登川山の田	1	○		
				宇津野	1	○		
		小計		3	4	3		

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		東成瀬村		大日向	3	○		
				砥沢	1	○		
				本山	1	○		
		小計		3	5	3		
合 計				72	105	51		

注）前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

（２）箇所別内訳表（拡張／舗装）

変更なし

５ 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

変更なし

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指 定 解除別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年 の計画面積	
指 定	水源かん養	秋田市	秋田市	太平山谷 上新城湯ノ沢	1,545	1,194	水源のかん養
			河辺町	河辺北野田高屋 河辺神内			
			雄和町	雄和種沢 雄和女米木			
		大仙市	西仙北町	土川			
			協和町	協和荒川 協和稲沢			
			南外村	南外			
		仙北市	角館町	角館町広久内 角館町白岩			
			田沢湖町	田沢湖生保内 田沢湖田沢			
			西木村	西木町松木内 西木町上松木内			
		美郷町	千畑町	千屋			
		横手市	横手市	睦成			
			増田町	増田町狙半内			
			平鹿町	平鹿町醍醐			
			雄物川町	雄物川町大沢			
			大森町	大森町八沢木 大森町坂井田			
			山内村	山内土淵			
			湯沢市	宇留院内			
		湯沢市	稲川町	駒形町			
			雄勝町	秋ノ宮			
			皆瀬村	皆瀬			
		羽後町		中仙道 仏体			
		東成瀬村		椿川			
				田子内			

単位 面積：ha

指 定 解除別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画面積	
指 定	災害防備	秋田市	秋田市	上新城湯ノ里 太平目長崎 寺内	1,219	1,038	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 干害の防備 なだれ等の防備
			河辺町	河辺岩見 河辺三内			
			雄和町	雄和相川 雄和平尾島 雄和神ヶ村			
		大仙市	大曲市	大曲西根			
			西仙北町	大沢郷宿 大沢郷寺 正手沢			
			中仙町	豊岡			
			協和町	協和荒川 協和船岡 協和下淀川 協和峰吉川			
			太田町	太田町太田			
			南外村	南外			
		仙北市	角館町	角館町白岩 角館町岩瀬			
			田沢湖町	田沢湖生保内			
			西木村	西木町桧木内 西木町上桧木内 西木町西明寺			
		美郷町	六郷町	六郷東根			
			千畑町	千屋			
		横手市	増田町	増田町狙半内			
			平鹿町	平鹿町醍醐			
			雄物川町	雄物川町大沢			
			大森町	大森町八沢木 大森町坂部			
			山内村	山内筏 山内南郷 山内小松川 山内大松川 山内黒沢 山内土渕 山内平野沢 山内三又			
		湯沢市	湯沢市	高松 松岡			
			稲川町	川連町 駒形町			
			雄勝町	下院内			
			皆瀬村	皆瀬			
		羽後町		軽井沢 田代			
		東成瀬村		椿川 田子内			

単位 面積：ha

指 定 解除別	種 類	森林の所在			面 積	前半5カ年 の計画面積	指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域			
指 定	保 健	秋田市	雄和町	雄和女米木	74	24	保健休養機能の増進
		大仙市	協和町	協和境			
			太田町	太田町川口			
		仙北市	角館町	角館町広久内			
			田沢湖町	田沢湖湯			
		美郷町	千畑町	金沢東根			
		横手市	横手市	睦成			
			増田町	増田町亀田			
			雄物川町	雄物川町大沢			
		湯沢市	湯沢市	湯沢			
			稲川町	駒形町			
		羽後町		田代			
		東成瀬村		岩井川			
合 計					2,837	2,250	

単位 面積：ha

指 定 解除別	種 類	森林の所在			面 積	前半5カ年 の計画面積	解除を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域			
解 除	水源かん養	秋田市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村			10	5	公益上の理由 指定理由の 消滅による
	災害防備	秋田市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村			28	9	
	保 健	大仙市、仙北市			2	1	
合 計					40	15	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

変更なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
秋田市	秋田市	新屋町	3	2	本数調整伐・植栽工・防潮工	
		浜田	2	2	本数調整伐	
		飯島	2	1	本数調整伐・植栽工・下刈	
		添川	1	1	山腹工	
		山内	2	2	溪間工	
		下浜羽川	1	1	本数調整伐	
		下浜名ヶ沢	1	1	山腹工	
		下浜長浜	2	1	本数調整伐	
		下浜桂根	1	1	本数調整伐	
		仁別	1		溪間工	
		下新城小友	2	1	山腹工	
		下新城中野	1	1	本数調整伐・植栽工・下刈	
		上新城道川	1	1	溪間工	
		上新城湯ノ里	1	1	山腹工	
		上北手猿田	1	1	山腹工	
		下北手黒川	1	1	山腹工	
		太平目長崎	1	1	山腹工	
		寺内	1	1	山腹工	
	河辺町	河辺神内	1		溪間工	
		河辺岩見	3	2	溪間工	
		河辺三内	2	1	溪間工・山腹工	
	雄和町	雄和女米木	2		溪間工・山腹工	
		雄和平尾島	5	3	溪間工・山腹工	
		雄和神ヶ村	3	2	山腹工	
		雄和萱ヶ沢	3	2	山腹工	
		雄和相川	2		溪間工	
		雄和種沢	2	1	溪間工	
		雄和左手子	1		溪間工	
		雄和繫	3	1	溪間工・山腹工	
		雄和碓田	1	1	山腹工	
		雄和新波	1	1	山腹工	
	大曲市	蛭川	1		山腹工	
		大曲西根	1		溪間工	
大仙市	神岡町	神宮寺	1		溪間工	
	西仙北町	刈和野	1		山腹工	
		大沢郷宿	3		山腹工	
		大沢郷寺	2		山腹工	
		土川	2		本数調整伐	
		正手沢	3	1	溪間工・山腹工	
		九升田	1	1	山腹工	
	中仙町	長野	1		本数調整伐	
		豊岡	1		溪間工	
	協和町	協和荒川	2		溪間工・山腹工	
		協和峰吉川	2		溪間工	
		協和境	2		山腹工	
		協和船岡	3		山腹工	
		協和上淀川	1		山腹工	
		協和中淀川	1		山腹工	
		協和下淀川	1		山腹工	

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
大仙市	太田町	太田町太田	3		溪間工・山腹工	
	南外村	南外	12		溪間工・山腹工	
仙北市	角館町	角館町広久内	2		溪間工	
		角館町白岩	3	1	溪間工・山腹工	
		角館町八割	3	1	山腹工	
		角館町下延	1		山腹工	
		角館町小勝田	1		山腹工	
		角館町西長野	1	1	溪間工	
		角館町川原	1		溪間工	
		角館町岩瀬	1		山腹工	
		角館町中菅沢	1	1	山腹工	
仙北市	田沢湖町	田沢湖生保内	10	4	溪間工・山腹工	
		田沢湖田沢	3		溪間工・山腹工	
		田沢湖玉川	2		溪間工	
		田沢湖刺巻	1		山腹工	
		田沢湖神代	1		溪間工	
		田沢湖梅沢	2		溪間工	
		田沢湖卒田	1		山腹工	
	西木村	西木町西明寺	4		溪間工・山腹工	
		西木町上桧木内	15	5	溪間工・山腹工	
		西木町桧木内	6		溪間工・山腹工	
		西木町小山田	1	1	溪間工	
美郷町	六郷町	六郷東根	3	1	溪間工	
	千畑町	金沢東根	1		本数調整伐	
		千屋	1		溪間工	
		黒沢	1		溪間工	
横手市	横手市	金沢	1	1	溪間工	
		杉沢	2	1	本数調整伐	
		睦成	3	2	溪間工・本数調整伐	
		大屋寺内	1		本数調整伐	
	増田町	増田町狙半内	2	1	溪間工・山腹工	
		増田町亀田	1		溪間工・地下水排水工	
		増田町吉野	3	1	溪間工・地下水排水工	
	平鹿町	平鹿町醍醐	2		溪間工・地下水排水工	
	雄物川町	雄物川町大沢	2	2	溪間工	
		雄物川町二井山	1	1	溪間工	
	大森町	大森町八沢木	7	4	溪間工・山腹工	
		大森町坂部	2	1	溪間工・山腹工・地下水排除工	
		大森町上溝	1	1	山腹工・溪間工	
		大森町猿田	1		山腹工	
	山内村	山内土渕	2	2	溪間工	
		山内平野沢	2	2	溪間工・本数調整伐	
		山内大松川	6	3	溪間工・地下水排水工	
		山内小松川	3	1	溪間工・地下水排水工	
		山内南郷	3	3	溪間工・山腹工	
		山内三又	4	2	溪間工・本数調整伐	
		山内黒沢	4	1	山腹工・本数調整伐	
		山内筏	2	2	溪間工・本数調整伐	

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
湯沢市	湯沢市	松岡	3	1	溪間工・本数調整伐	
		山田	4	1	溪間工	
		関口	3	1	溪間工	
		高松	5	3	溪間工	
		湯沢	2	2	山腹工	
		酒蒔	3	3	山腹工	
		石塚	2	2	山腹工・本数調整伐	
		相川	1	1	溪間工	
		宇留院内	1	1	溪間工	
	稲川町	川連町	3	3	溪間工	
		三梨町	4	3	溪間工・山腹工	
		稲庭町	4	2	溪間工・山腹工	
		駒形町	5	4	溪間工・山腹工・本数調整伐	
湯沢市	雄勝町	泉沢	1	1	溪間工	
		小野	3	1	溪間工・山腹工	
		上院内	4	3	溪間工	
		下院内	4	4	溪間工	
		秋ノ宮	5	4	溪間工	
	皆瀬村	皆瀬	17	12	溪間工・山腹工・本数調整伐	
羽後町		軽井沢	2	2	溪間工	
		上到米	1	1	山腹工	
		水沢	1		本数調整伐	
		田代	4	2	溪間工	
		中仙道	2	1	溪間工	
		上仙道	1	1	溪間工	
		飯沢	2	2	溪間工・本数調整伐	
		西馬音内堀廻	1	1	溪間工・山腹工・本数調整伐等	
東成瀬村		岩井川	7	5	溪間工・山腹工	
		田子内	5	3	溪間工・山腹工	
		椿川	6	4	溪間工・山腹工・地下水排除工	
合 計			325	156		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 変更なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

変更なし

(2) 森林の保護及び管理

変更なし

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

変更なし

(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項

変更なし